

平成21年度「社員の個人所有等パソコンの自己点検・自主点検」の実施について

	自己点検(義務)	自己点検(推奨)
点検の区分	社員の現居所(通勤経路の拠点となる居所、以下、同じ)にあるパソコンで年1回、会社が指定する時期に行う点検をいう。	社員の現居所(通勤経路の拠点となる居所、以下、同じ)にあるPCで購入等時に任意に行う点検、社員の現居所以外にあるパソコンで任意に行う点検をいう
対象者	全社員 休暇・休職中の社員等については、業務に復帰後速やかに実施する。	
対象PC	社員等の現居所にある本人が利用するパソコン	・社員等の現居所にある本人が利用するパソコン ・社員等の現居所以外にある本人が利用するパソコン
点検事項	点検対象パソコンに会社情報(ファイル)が存在しないこと 点検対象パソコン内のメールに、会社情報が存在しないこと 点検対象パソコンで、Winny、Shara等の情報漏えいの危険が高いソフトが利用できないこと	
点検方法	会社指定の情報漏洩防止ツールの使用による点検の実施 ツールが対応していないOSのパソコンを利用している場合等は、目視確認により点検を行う	
点検時の服務等	会社からの業務命令により実施することから、当該点検に要する時間については勤務時間とする。 なお、点検に関わる服務については、事業所外みなし労働とし、勤務日の所定労働時間(7・5時間)内で実施する	当該点検に要する時間については勤務時間扱いとしない
点検結果の提出	・「個人所有等パソコン自己点検・自主点検確認書」 ・「情報漏洩防止ツール実施結果報告書」	・「個人所有等パソコン自己点検・自主点検確認書」 ・「情報漏洩防止ツール実施結果報告書」
実施時期	平成21年11月中旬～平成22年2月中旬に実施	